

○医療用配合剤医薬品再評価に関
し、資料提出を必要とする薬効群
等の範囲について—その7

(昭和53年7月1日)
(薬発第747号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛

医薬品再評価の実施については、昭和46年12月16日薬発第1179号をもって通知したところであるが、同通知に基づき、下記に該当する品目についてその資料を昭和53年10月1日までに提出するよう、貴管下関係業者に周知徹底方よろしく願います。

記

現に薬価基準に記載されている配合剤医薬品のうち以下に掲げるもの

X 線造影剤（造影補助剤を含む）